

重要なお知らせ

紀陽銀行では、平成20年3月24日（月）より、個人のお客様向けローンの管理・回収業務をエム・ユー・フロンティア債権回収株式会社へ委託することといたしております。

したがいまして、約定返済日に支払いが遅れたお客様に対しましては、従来の書面とは異なる様式の下記書面を送付させていただくこととなりますので、ご案内申し上げます。

ご参考：委託通知の内容見本

成20年3月24日

〒640-8656
和歌山県和歌山市本町〇〇〇

紀陽 太郎 様

〒640-8668
和歌山県和歌山市中之島2240
株式会社紀陽銀行 向芝オフィス
KLSキョーローンサービス
電話 073-402-0560

いつもお引立てをいただき、まことにありがとうございます。

あなた様にご利用いただいております当行ローンのご返済は、お約束の日にご入金いただいております。つきましては、いま一度ご確認のうえ、至急、下記のとおりご入金くださいますようお願い申し上げます。

（すでにご入金済みで、本状と行き違いになりました場合は、あしからずご容赦ください。）

なお、当行は「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき、あなた様が当行でご利用中のローンの管理回収業務をエム・ユー・フロンティア債権回収株式会社に委託いたしました。今後は同社担当部署がご案内をすることとなりますので、併せてご通知いたします。

記

1. ご入金案内

[ご利用契約内容]

取扱店 株式会社紀陽銀行
本店営業部
ローン名称 〇〇ローン
融資日 平成19年3月24日

現在残高金 12,345,678 円

ご返済金額 123,456 円

※なお、延滞損害金がかかりますので
若干余裕をもってご入金ください。

<ご入金先口座…あなた様名義の下記口座へ直接ご入金ください>

株式会社紀陽銀行 本店営業部 普通預金口座 NO. 9999999

2. 債権管理回収業務受託会社

法務大臣許可番号第28号
エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
<担当部署>
〒545-0052
大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目5番1号 あべのルシアス11階
大阪ローン業務部
電話 06-7730-9001

※「債権回収会社」について

1999年2月施行の「債権管理回収業に関する特別措置法（いわゆるサービサー法）」に基づき、法務大臣の許可の下に特定金銭債権の管理回収業務を行なう会社です。

※「エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社」について

「三菱東京UFJ銀行・子会社」の債権回収会社（サービサー）です。平成12年2月10日に法務大臣の営業許可を受けています（営業許可番号：第28号）現在、我が国、民間トップクラスのサービサーです。